Fight! Fukushima! がんばろう ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り × さんじょうライフ

8月29日発行
Vol.369

皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

平成30年度第3回 入居者募集のお知らせ （11月入居予定）

1　募集期間
　９月３日（月）～１４日（金）必着
　※今回募集から上記期間内必着となっていますのでご注意ください。

2　募集対象者
(1) 現在も避難指示が継続している区域に居住していた方
(2) 避難指示が解除された区域に存する住宅に平成２３年３月１１日において居住していた方で、現に住宅に困窮している方
※(2)の方は、県北、相双およびいわき地区にある団地が対象となります。

詳しくは 11ページをご覧ください。

目　次

●被災自治体News
浪江町 ---------- 2
双葉町 ---------- 5
福島県 ---------- 10

●福島県復興公営住宅入居支援センター
・平成３０年度第３回 入居者募集のお知らせ （１１月入居予定） ---------- 11

●東京電力ホールディングス
・個人さまに対する請求書類「生命・身体的損害に係る賠償」の発送について ---------- 15

●交流ルームひばり通信
・8月･9月の「ひばり」 -------- 16

ふくしまから はじめよう。
Future From Fukushima.

浪江町からのお知らせ

町内に帰還した世帯に補助金を交付します（ふるさと住宅移転補助金）

8月28日HP更新

町外の避難先から町内の自宅などに帰還した世帯の引っ越しにかかった費用の一部を補助します。

対象世帯

次の全ての要件を満たす世帯が対象です。

(1) 現在浪江町民で、かつ、平成23年3月11日時点に浪江町民であった世帯
(2) 町外の避難先から町内の自宅など（注1）への移転が完了した世帯
(3) 避難住民届で避難の終了（移転の完了）を届け出た世帯
(4) 平成31年3月31日までに移転が完了した世帯

（注1）自宅など：避難前住居、浪江町内に新たに建築・購入・賃借する住宅、災害公営住宅、その他公営住宅など

●仮設・借上げ住宅にお住まいだった方

仮設住宅等使用終了届により、仮設・借上げ住宅の退去手続が完了してから申請してください。

●復興公営住宅にお住まいだった方

復興公営住宅の退去手続きが完了してから申請してください。

補助金交付の実施期限

平成31年3月31日

補助額

	複数人世帯	単身世帯
県外からの移転	15万円	10万円
県内からの移転	10万円	8万円

申請に必要な書類

(1) 自宅等移転完了報告書兼補助金交付申請書
(2) 申請者名義の預金通帳の写し（名義人氏名のカナ表記・金融機関名・口座番号がわかる部分の写し）

※ 申請は、1世帯（自宅などへ転入する直前に入居していた避難先住宅など1戸）あたり1回に限ります。
※ 申請書は、窓口か郵送で受け取ってください。

次ページへ続きます

申請受付窓口

○ 二本松事務所（生活支援課住宅支援係 ）
○ 役場本庁舎（住宅水道課住宅係）
○ 各出張所（福島・いわき・南相馬）

申請期限

移転完了日から6カ月経過した日の月の末日（消印有効）

●平成30年8月に移転が完了した場合の申請期限は、平成31年2月末日

※ 単年度事業のため、平成30年9月以降に移転が完了した場合の申請期限は、平成31年3月末日となります。

【問い合わせ先】
浪江町役場二本松事務所　生活支援課　住宅支援係
〒964-0984　二本松市北トロミ573番地
TEL 0243-62-0194
（午前8時30分～午後5時15分　※土・日、祝日を除く）

浪江町HP「つながろう　なみえ」から

内堀知事が来庁

8月21日、内堀知事は浜通りの復興状況視察の一環として、棚塩産業団地において今月から建設が始まった世界最大級の「水素製造拠点施設」などの建設現場を視察しました。

知事は「復興の大きなシンボルとなるよう浪江町と一緒に協力していきたい」と、県としても同産業団地の建設などに協力していくことを改めて表明しました。

その後、吉田町長との意見交換のため浪江町役場を訪れ、１階ホールに集まった町職員に対し、３つの「あ」、「ありがとう」の気持ちを忘れず「あせらない」で「あかるく」仕事に取り組んでほしいと話し、職員たちとハイタッチを行い、内堀知事らしいサービスで激励しました。

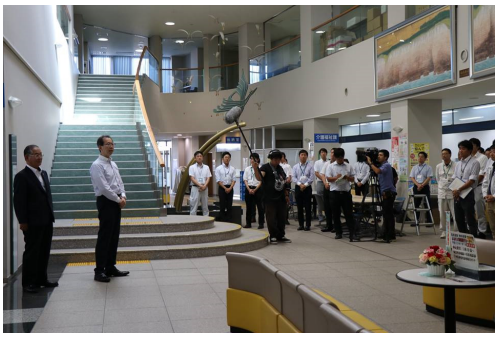

本宮市復興公営住宅（吹上団地）の入居者を募集します（9/10まで）

8月29日HP更新

本宮市では、原子力災害により避難指示を受けている方が入居できる61戸の復興公営住宅を市内3カ所に整備しました。

今回、吹上市営住宅で1戸が空室となりましたので、入居者を募集します。

募集する住宅

住宅の名称	所在地	構造など	間取り	募集戸数	ペット
吹上市営住宅	本宮市仁井田字吹上	RC集合3階建て	3LDK	1戸	不可

申込書・募集要項などの入手方法

本宮市白沢総合支所にお問い合わせいただくか、浪江町ホームページからダウンロードしてください。

申し込み期限

9月10日（月）必着

申し込み方法

窓口または郵送による提出

【提出・問い合わせ先】

本宮市役所白沢総合支所　地域振興課　地域振興係

〒969－1203 本宮市白岩字堤崎494番地22

TEL 0243-44-2113

受付時間：午前8時30分～午後5時15分 ※土・日、祝日を除く

問い合わせ　浪江町 生活支援課 住宅支援係　TEL 0243-62-0194

双葉町からのお知らせ

応急仮設住宅の供与期間の延長について

8月28日HP更新

福島県は、平成31年3月末までとしていた応急仮設住宅の供与期間について、**1年間延長し、平成32年３月末までとする**ことを決定しましたのでお知らせします。

これ以降の延長については、福島県が避難指示区域の実情や、解除後の住まいの確保状況などを踏まえ、今後判断します。

また、**県外の借上げ住宅などについては、福島県から期間延長措置を要請しているところではありますが、各都道府県の判断となりますので、避難先の自治体にご確認ください。**

問い合わせ　福島県　被災者のくらし再建相談ダイヤル　0120-303-059
受付時間：午前9時～午後5時
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

双葉町HP「ブログふたばのわ」から

【ありがとうメッセージPick Up】#021 支援をしてくれた名も知らぬ多くの方への感謝

震災発生前の2008年から町立学校で外国語指導助手（ALT）を務めていたイギリス出身のアンソニー・バラードさん。

避難生活は常に名も知らない多くの方々に支えられていたと震災当時を振り返ります。

避難所に日々届く支援物資。その多くは面識のない方々からのものでした。しかし、当時は震災と原発事故のショックなどから、援助してくれる人たちのことを考える余裕すらなかったと言います。

アンソニーさんは、現在、いわき市にある町立学校の仮設校舎で次世代を担う子どもたちの指導にあたっています。

「双葉町で過ごした時間は幸せな思い出に溢れている」そう語るアンソニーさんは、双葉町民とともに避難生活を乗り越えました。当時助けてくれた方々への感謝、そして町への思いを胸にこれからも双葉町とともに歩み続けようとしています。

アンソニーさんが経験した震災、そして感謝のメッセージをぜひご覧ください。

▶ https://youtu.be/XaFSsRdG7-k

双葉町HP「ブログふたばのわ」から

【ありがとうメッセージPick Up】#022 さいたまスーパーアリーナでの多くの支援に感謝

アンソニーさん(メッセージ#021)と同じく、震災前から町立学校で外国語指導助（ALT）を務めていたオーストラリア出身のフィリップ・ジェリーマンさん。
震災前、町には多くの友人がおり、学校で働くこと、子ども達と過ごすこと、そのどれもがフィリップさんにとっては楽しい時間でした。

震災直後から多くの双葉町民とともに避難生活を送ったフィリップさん。自身も被災者でしたが、「子どもたちの面倒を見る責任がある」との使命感から不安を抱えた子どもたちと向き合い続けました。また、多くのストレスを抱えているであろう人々が、互いに気づかい支え合う姿を見て、町の人と避難生活をともにし自分も町の人の支えになろうと考えたそうです。

東日本大震災と原発事故、そしてその後の避難生活はフィリップさんの目にどのように映っていたのか。フィリップさんのありがとうメッセージを通して皆さんも感じてください。

▶ https://youtu.be/WS319RT5fD4

また、震災から7年が経過し未だ全町避難が続いている双葉町の現状、町の取り組みが分かる動画もあわせて配信中です。
ぜひご覧いただき、震災や原発事故について振り返る時間を共有できれば幸いです。

▶ https://youtu.be/77P5Vl0rj2k

平成30年度双葉町臨時職員等募集（第2期）のお知らせ

8月28日HP更新

双葉町では、平成30年度第1期に引き続き、下記募集要領により臨時職員等を募集します。

雇用期間

10月1日～平成31年3月31日

募集期限

9月7日（金）

・持参の場合：平日 午前8時30分～午後5時15分（土、日曜日の受け付けはしていません。）

・郵送の場合：9月6日（木）までの消印有効

※ 応募状況により募集締め切りを繰り上げる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

勤務地

(1) 双葉町役場いわき事務所（いわき市東田町二丁目19-4）

(2) 町民交流施設 ふたばーく（いわき市錦町作鞍80-5）

(3) 双葉町役場埼玉支所（埼玉県加須市騎西36-1 加須市役所騎西総合支所内）

(4) 町民交流施設 ふたば交流広場（埼玉県加須市中種足16-2）

(5) 双葉町役場郡山支所（郡山市朝日一丁目20-2）

(6) 町民交流施設 せんだん広場（郡山市御前南2-73）

(7) 双葉町役場つくば連絡所（茨城県つくば市並木三丁目1-551棟）

(8) 双葉町役場南相馬連絡所（南相馬市原町区青葉町二丁目62-2　浪江町役場南相馬出張所内）

募集業種等

(1) いわき事務所募集業務

業務名	求人職種	求人数	就業時間	業務の内容
行政一般事務補助	事務職	15	午前8時30分～午後5時15分	各課での事務および業務補助（秘書広報課、総務課、教育総務課、復興推進課、戸籍税務課、健康福祉課、産業課、生活支援課） ※必要な経験等：パソコン操作
公用車運転及び庁舎等管理業務	労務職	2	午前8時30分～午後5時30分	秘書広報課、総務課での業務補助 ※必要な経験等：大型自動車免許一種（公用車およびマイクロバス運転業務があります。）
一時立入業務	パート労務職	1	午前8時30分（集合:午前7時）～午後5時15分	住民生活課での業務補助（週4日程度勤務） ※必要な経験等：普通自動車運転免許（AT可） ※避難指示区域内の町内を巡回していただきます。

次ページへ続きます

業務名	求人職種	求人数	就業時間	業務の内容
一時立入業務	パート労務職	10	午前8時30分(集合:午前7時)～午後5時15分	住民生活課での業務補助(月10日程度勤務) ※必要な経験等：普通自動車運転免許(AT可) ※避難指示区域内の町内を巡回していただきます。
健康支援業務	保健師資格看護師資格のいずれか	3	午前8時30分～午後5時15分	健康福祉課での保健業務および避難者の健康管理業務 ※必要な経験等：保健師または看護師資格のずれか、普通自動車運転免許(AT可)、パソコン操作 ※浜通りの仮設および借上げ住宅などへの訪問を行っていただきます。
施設総合管理業務	事務職	2	午前8時30分～午後5時15分	いわき市内の町民交流施設「ふたばーく」での利用申請受付、施設管理等業務 ※必要な経験等：パソコン操作 ※町民交流施設の利用状況により、月4日程度土・日曜日、祝日出勤があります。
学校用務員	労務職	1	午前7時45分～午後4時30分	いわき市内の幼稚園、小中学校での学校給食の配送業務、環境整備等業務 ※必要な経験等：普通自動車運転免許 ※年3日程度、土・日曜日、祝日出勤があります。

(2) 埼玉支所募集業務

業務名	求人職種	求人数	就業時間	業務の内容
行政一般事務補助	事務職	1	午前8時30分～午後5時15分	埼玉支所生活支援課での業務補助 ※必要な経験等：パソコン操作 ※避難されている町民の方々への生活支援業務です。
施設総合管理業務	事務職	2	午前8時30分～午後5時15分	埼玉県加須市内の町民交流施設「ふたば交流広場」での利用申請受付、施設管理等業務 ※必要な経験等：普通自動車運転免許(AT可)、パソコン操作 ※町民交流施設の利用状況により、月4日程度土・日曜日、祝日出勤があります。

(3) 郡山支所募集業務

業務名	求人職種	求人数	就業時間	業務の内容
仮設住宅巡回業務	労務職	2	午前8時30分～午後5時15分	郡山支所生活支援課での業務補助 ※必要な経験等：パソコン操作 ※中通りの仮設住宅管理等の業務です。
行政一般事務補助	事務職	1	午前8時30分～午後5時15分	郡山支所生活支援課での事務補助 ※必要な経験等：パソコン操作 ※各種証明などの窓口業務です。
施設総合管理業務	事務職	2	午前8時30分～午後5時15分	郡山市内の町民交流施設「せんだん広場」での利用申請受付、施設管理等業務 ※必要な経験等：パソコン操作
施設総合管理業務	事務職(パート)	4	午前9時～午後5時	郡山市内の町民交流施設「せんだん広場」での利用申請受付、施設管理等業務 ※必要な経験等：パソコン操作

次ページへ続きます

(4) つくば連絡所募集業務

業務名	求人職種	求人数	就業時間	業務の内容
行政一般 事務補助	事務職 (パート)	1	午前9時 ～ 午後5時	つくば連絡所での業務補助 ※必要な経験等：パソコン操作 ※各種証明などの取り次ぎ業務および連絡所の管理業務などです。

(5) 南相馬連絡所募集業務

業務名	求人職種	求人数	就業時間	業務の内容
行政一般 事務補助	事務職	2	午前8時30分 ～ 午後5時15分	南相馬連絡所での業務補助 ※必要な経験等：パソコン操作 ※各種証明などの取り次ぎ業務および連絡所の管理業務などです。

※上記(1)～(5)の業務詳細は、ハローワーク求人票をご確認ください。

面接予定日および会場

区分	期日	場所
・いわき事務所業務	9月18日(火) もしくは9月20日(木)	双葉町役場いわき事務所
・南相馬連絡所業務	9月20日(木)	双葉町役場南相馬連絡所
・埼玉支所業務 ・つくば連絡所業務	9月19日(水)	双葉町役場埼玉支所・つくば連絡所
・郡山支所業務	9月18日(火)	双葉町役場郡山支所

※ 面接開始時間は通知などで個別に連絡します。

応募方法

・市販の履歴書に記入の上、近くの「ハローワーク」が発行する「紹介状」と併せて持参するか、もしくは郵送してください。
・応募書類を持参、もしくは郵送する前に、必ずご連絡ください。

応募先

(1)いわき事務所業務、および(5)南相馬連絡所業務に関しては、
〒974-8212　いわき市東田町二丁目19-4
双葉町いわき事務所総務課行政係　　TEL 0246-84-5200

(2)埼玉支所業務、および(4)つくば連絡所業務に関しては、
〒347-0105　埼玉県加須市騎西36-1　加須市役所騎西総合支所内
双葉町埼玉支所生活支援課　　TEL 0480-53-7780

(3)郡山支所業務に関しては、
〒963-8024　郡山市朝日一丁目20-2
双葉町郡山支所生活支援課　　TEL 024-973-8090

福島県からのお知らせ

東日本大震災に係る福島県応急仮設住宅の供与期間の延長について

8月27日HP更新

現在、平成31年3月までとしている避難指示区域などからの避難者に係る福島県応急仮設住宅の供与期間の延長について、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

なお、県外の借上げ住宅などについては、福島県から期間延長措置の依頼をしているところではありますが、各都道府県の判断となりますので、避難先の都道府県、または市町村にご確認ください。

○供与期間の延長について

○富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町の全域、並びに葛尾村及び飯舘村の帰還困難区域から避難されている方

平成３２年３月末まで、更に１年延長します。

○平成３１年３月末で終了する南相馬市、川俣町、葛尾村及び飯舘村の避難指示区域から避難されている方

（特定延長）
公共事業の工期等の関係により供与期間内に住居を確保ができない特別の事情がある場合、対象者を特定した上で例外的に平成３２年３月末まで延長します。

※県外の借上げ住宅、雇用促進住宅及びＵＲ住宅についても、上記のとおり対応していただくよう、要請しています。

※建設型仮設住宅については、空き住戸による防火・防犯の問題や維持管理等の理由から、供与期間終了の前においても、入居者の住居確保の状況や意向を尊重しながら、県と関係市町村の協議の下、必要に応じて撤去集約化を検討していきます。

○平成３２年４月以降の供与について

○富岡町及び浪江町の全域、並びに葛尾村及び飯舘村の帰還困難区域から避難されている方

平成３２年３月末をもって終了します。

※特定延長の適用を検討していきます。

○大熊町及び双葉町から避難されている方

今後判断します。なお、取扱いについては改めてお知らせします。

問い合わせ先《福島県　被災者のくらし再建相談ダイヤル》
０１２０－３０３－０５９
受付時間/午前９時～午後５時　月曜日～金曜日
（祝日・年末年始を除く）

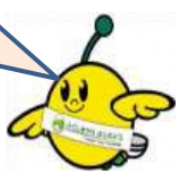

平成30年度第3回 入居者募集のお知らせ （11月入居予定）

1　募集期間

9月3日(月)～14日(金)必着

※今回募集から上記期間内必着となっていますのでご注意ください。

2　募集対象者

(1) 現在も避難指示が継続している区域に居住していた方

(2) 避難指示が解除された区域に存する住宅に平成23年3月11日において居住していた方で、現に住宅に困窮している方

※ (2)の方は、県北、相双およびいわき地区にある団地が対象となります。

3　注意事項

・すでに他の団地に当選している方は、新たに申し込みことはできません。申し込みを希望する場合は、すでに当選している団地を辞退した上で申し込んでください。

・補欠として登録されている方は、今回の募集に応募することができますが、今回当選した場合は、全ての補欠の権利は無効になりますので、ご了承ください。

・優先住宅(車いす対応住宅も含む)は、集合住宅1階部分の住戸であり、優先世帯(65歳以上の高齢者、障がい者、要介護者を含む世帯)に限り申し込むことができます。

※ 入居予定時期は現段階の目安であり、応募状況などにより個別に調整させていただく場合があります。

■現在も避難指示が継続している区域に居住していた方が応募できる団地

所在地	団地名	住戸形態	住宅種別	間取り	募集戸数	入居対象市町村
郡山市	柴宮	集合住宅 57号棟	優先住宅	2LDK	2	富岡町、大熊町、双葉町、浪江町
			一般住宅	3LDK	2	
		集合住宅 58・59号棟	優先住宅	2LDK	1	
	富田	集合住宅 1～3号棟	一般住宅	3LDK	8	
	日和田	集合住宅	一般住宅	3LDK	1	
	八山田	集合住宅	一般住宅	3LDK	2	
	東原	集合住宅	優先住宅	2LDK	1	
	安積	集合住宅	優先住宅	2LDK	1	
			一般住宅	2LDK	2	
				3LDK	1	
	鶴見坦	集合住宅	一般住宅	2LDK	1	
	守山駅西(ペット可)	2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	2	
		2戸1棟(2階建)		3LDK	5	

次ページへ続きます

所在地	団地名	住戸形態	住宅種別	間取り	募集戸数	入居対象市町村
田村市	石崎北 (ペット可)	2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	1	富岡町、大熊町、双葉町、浪江町
三春町	平沢 (ペット可)	戸建て(平屋)	一般住宅	2LDK	3	
		戸建て(2階建)		3LDK	4	
会津若松市	古川町	集合住宅	一般住宅	3LDK	2	
	年貢町	集合住宅	一般住宅	3LDK	3	
いわき市	勿来酒井	集合住宅 2～4号棟	優先住宅	2LDK	3	
				3LDK	3	
			一般住宅	2LDK	2	
				3LDK	21	
		集合住宅 (木造長屋) 5・6号棟	優先住宅	2LDK	5	
	勿来酒井 (ペット可)	戸建て(平屋)	一般住宅	2LDK	1	
		戸建て(2階建)	一般住宅	3LDK	2	
	磐崎	集合住宅	優先住宅	2LDK	5	
				3LDK	8	
			優先住宅 (車イス対応)	3LDK	1	
			一般住宅	2LDK	5	
				3LDK	12	

■現も避難指示が継続している区域に居住していた方のほか、避難指示が解除された方も応募できる団地

所在地	団地名	住戸形態	住宅種別	間取り	募集戸数	入居対象市町村
福島市	北信	集合住宅	一般住宅	3LDK	1	南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川俣町、飯舘村、田村市、楢葉町、川内村、葛尾村
	笹谷	集合住宅	優先住宅	3LDK	1	
	飯坂	集合住宅	一般住宅	3LDK	5	
	北沢又	集合住宅	優先住宅	2LDK	7	
				3LDK	5	
			一般住宅	2LDK	2	
				3LDK	6	
	北沢又2 ※入居時期 平成31年 1月下旬予定	集合住宅	優先住宅	2LDK	6	
				3LDK	10	
			優先住宅 (車イス対応)	3LDK	2	
			一般住宅	2LDK	6	
				3LDK	28	

次ページへ続きます

所在地	団地名	住戸形態	住宅種別	間取り	募集戸数	入居対象市町村
二本松市	根柄山 (ペット可)	戸建て(平屋) または 2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	1	南相馬市、 富岡町、大熊町、 双葉町、浪江町、 川俣町、飯舘村、 田村市、楢葉町、 川内村、葛尾村
	石倉	集合住宅	優先住宅	2LDK	6	
				3LDK	7	
			優先住宅 (車イス対応)	3LDK	1	
			一般住宅	2LDK	2	
				3LDK	17	
	若宮	集合住宅	優先住宅	2LDK	2	
			一般住宅	2LDK	1	
	表 (ペット可)	集合住宅	優先住宅	2LDK	2	
				3LDK	2	
			一般住宅	2LDK	1	
				3LDK	3	
川俣町	壁沢 (ペット可)	2戸1棟(2階建)	一般住宅	2LDK	3	
				3LDK	2	
南相馬市	北原	集合住宅	優先住宅	2LDK	4	
				3LDK	2	
			一般住宅	2LDK	2	
				3LDK	7	
	上町	集合住宅	優先住宅	2LDK	2	
				3LDK	3	
			一般住宅	2LDK	4	
				3LDK	10	
	南町	集合住宅	優先住宅	2LDK	1	
				3LDK	1	
			一般住宅	2LDK	4	
				3LDK	9	
	牛越	集合住宅	優先住宅	2LDK	1	
				3LDK	12	
			一般住宅	2LDK	7	
				3LDK	43	
	西町 (ペット可)	2戸1棟(2階建)	一般住宅	3LDK	2	
広野町	下北迫 (ペット可)	2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	3	
いわき市	湯長谷	集合住宅	一般住宅	3LDK	6	
	下神白	集合住宅	優先住宅	2LDK	4	
				3LDK	4	
			一般住宅	2LDK	17	
				3LDK	16	
	家ノ前 (ペット可)	戸建て(2階建)	一般住宅	3LDK	1	

次ページへ続きます

所在地	団地名	住戸形態	住宅種別	間取り	募集戸数	入居対象市町村
いわき市	高萩（ペット可）	2戸1棟（平屋）	優先住宅（車イス対応）	2LDK	1	南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川俣町、飯舘村、田村市、楢葉町、川内村、葛尾村
		戸建て（平屋）または2戸1棟（平屋）	一般住宅	2LDK	2	
		戸建て（2階建）または2戸1棟（2階建）	一般住宅	3LDK	1	
	宮沢	集合住宅	優先住宅	2LDK	2	
			一般住宅	2LDK	1	
	大原	集合住宅	優先住宅	2LDK	1	
			一般住宅	2LDK	1	
				3LDK	2	
	中原（ペット可）	集合住宅1～3号棟	優先住宅	2LDK	2	
				3LDK	4	
	中原	集合住宅4～7号棟	優先住宅	2LDK	5	
				3LDK	12	
			一般住宅	2LDK	2	
				3LDK	15	
	平赤井	集合住宅	優先住宅	2LDK	3	
				3LDK	9	
			優先住宅（車イス対応）	3LDK	1	
			一般住宅	3LDK	2	
	下矢田	集合住宅	優先住宅	2LDK	1	
	関船	集合住宅	一般住宅	3LDK	1	
	四ツ倉	集合住宅	一般住宅	3LDK	6	
	北好間（ペット可）	集合住宅1～3・5・6号棟	優先住宅	2LDK	9	
			一般住宅	3LDK	1	
	北好間	集合住宅4・7～16号棟	優先住宅	2LDK	8	
				3LDK	5	
			優先住宅（車イス対応）	3LDK	1	
			一般住宅	2LDK	11	
				3LDK	3	
	泉本谷	集合住宅	優先住宅	2LDK	20	
				3LDK	19	
			優先住宅（車イス対応）	3LDK	5	
			一般住宅	2LDK	13	
				3LDK	42	

お問い合わせ

福島県復興公営住宅入居支援センター

専用ダイヤル ☎024-522-3320

受付時間　8:30～17:15（土日、祝日を除く）

〒960－8043 福島県福島市中町8－2　福島県自治会館7階

TEPCO
東京電力ホールディングス
福島復興本社

個人さまに対する請求書類「生命・身体的損害に係る賠償」の発送について

8月28日
東京電力ホールディングス株式会社
福島復興本社

「生命・身体的損害に係る賠償」につきまして、以下の通りご請求の受付を開始させていただきますので、お知らせいたします。ご請求書類をご希望される方は、大変お手数ですが、末尾に記載の「福島原子力補償相談室（コールセンター）」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

・ご請求対象期間：平成30年6月1日から8月31日まで（原則3カ月単位）
・ご請求受付開始：平成30年9月1日

なお、当社事故により避難等を余儀なくされたことで、生命・身体的損害による就労不能損害を被られている方につきましては、「生命・身体的損害に係る賠償」にて就労不能損害をご請求くださいますようお願い申し上げます。

問い合わせ

＜原子力事故による損害に対する賠償に関する問い合わせ先 ＞
東京電力　福島原子力補償相談室（コールセンター）
0120-926-404　午前9時～午後7時（月～金（除く休祝日））
午前9時～午後5時（土・日・休祝日）

原子力損害賠償のご請求・お支払い等実績

平成30年8月24日現在

	個人	個人（自主的避難等に係る損害）	法人・個人事業主など	
ご請求について				
ご請求書受付件数（延べ件数）	約1,071,000件	約1,308,000件	約484,000件	
本賠償の状況について				
本賠償の件数（延べ件数）	約963,000件	約1,295,000件	約417,000件	
本賠償の金額　※	約3兆0,766億円	約3,537億円	約4兆7,556億円	
これまでのお支払い金額について				
本賠償の金額　※			約8兆1,859億円	①
仮払補償金			約1,529億円	②
お支払い総額			約8兆3,387億円	①+②

※ 仮払補償金から本賠償に充当された金額は含んでおりません。

8月・9月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
★版画教室　第2・4水曜日午前10時～正午 ★茶話会＆簡単な手芸教室 第1・3・5水曜日午前10時～午後2時 気軽に参加ください。				8月30日 ひばり休み 浜通り配布	31日	9月1日 ひばり休み
2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
		ひばり休み	茶話会	ひばり休み 浜通り配布		ひばり休み
9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日
ひばり休み	ひばり休み	ひばり休み	版画教室	ひばり休み 浜通り配布		ひばり休み

問い合わせ
交流ルーム ひばり
（総合福祉センター内）
TEL 0256-33-8650
E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp
［運営時間］日・水・金　午前10時～午後2時
月　午前10時～正午

被災自治体　問い合わせ先一覧

市町村名	電話番号	以下の町は役場機能が移転しています。
南相馬市	0244-22-2111	双葉町:双葉町役場いわき事務所 （いわき市東田町2-19-4）
浪江町	0240-34-2111	
双葉町	0246-84-5200	
郡山市	024-924-2491	

三条市に避難している
世帯数と人数（2018.8.29現在）

市町村名		世帯数	人数
	小高区	20	50
	原町区	4	7
南相馬市　計		24	57
浪江町		3	11
双葉町		1	3
郡山市		4	9
合　計		32	80

発行/三条市総務部政策推進課　三条市旭町二丁目３番１号
Tel 0256-34-5511